

熱海市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第8号

熱海市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熱海市手数料徴収条例（平成12年熱海市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項中「（同法第8条第14項に規定する地域密着型サービスのうち地域密着型通所介護（以下この表において「地域密着型通所介護」という。）に係るものに限る。）」を削り、同表2の項中「（地域密着型通所介護に係るものに限る。）」を削り、同表中同項を4の項とし、1の項の次に次のように加える。

2	介護保険法第46条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき	2万円
3	介護保険法第54条の2第1項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	1件につき	1万5,000円

別表第3に次のように加える。

5	介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき	1万円
6	介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき	8,000円

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請を受け付けた事務に係る手数料については、なお従前の例による。